

## 東日本大震災で被災した被保険者等の 一部負担金等の取扱いについて

当健康保険組合の事業運営につきましては、日頃から格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

東日本大震災により被災された方で、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等に住所を有していた方（震災後、他の市町村に転出した方も含む。）については、一部負担金等の免除期間を下記のとおり延長いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

区域	標準報酬月額による制限	免除期間
帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域	制限なし	平成 32 年 2 月 29 日まで
平成 29 年 4 月 1 日以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点、旧避難指示解除準備区域、旧居住制限区域	標準報酬月額が 50 万円以下	平成 32 年 2 月 29 日まで (平成 31 年 8 月末で再度標準報酬月額の確認をします。)

申請手続きその他詳細につきましては、当組合業務部給付課(電話 0 3 - 3 5 7 4 - 8 2 1 7)にお問い合わせください。